

別紙標準様式（第 7 条関係）

会 議 録

会議の名称	令和 6 年度 枚方市社会福祉審議会 第 4 回地域福祉専門分科会
開催日時	令和 7 年 1 月 30 日（木） 14 時 00 分から 16 時 00 分まで
開催場所	枚方市役所 第 3 分館 1 階 第 3 集会室
出席者	所めぐみ会長、末岡妙子職務代理者、井手祐子委員、鵜浦直子委員、 田村正治委員、福間眞智子委員、古満園美委員、宮川和香子委員、若 槻美可委員
欠席者	亀井信順委員
案 件 名	1. 地域福祉計画（第 5 期）案について 2. 答申
提出された資料等の 名称	<会議資料> 資料 1 枚方市地域福祉計画（第 5 期）＜素案＞に関する市民意 見聴取の実施結果（案） 資料 2 - 1 枚方市地域福祉計画（第 5 期）＜案＞ 資料 2 - 2 枚方市地域福祉計画（第 5 期）＜概要版・案＞ 参考資料 1 枚方市地域福祉計画（第 5 期）策定に向けてのスケ ジュール
決定事項	「地域福祉計画（第 5 期）案について」は、委員の意見を踏まえたう え会長一任で決定とする。
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	公開
会議録等の公表、非公表 の別及び非公表の理由	公表
傍聴者の数	0 名

所管部署 (事務局)	健康福祉部 健康福祉政策課
審 議 内 容	
発言者	発言の要旨
会長	皆さまこんにちは。定刻になりましたので、ただ今から令和6年度（2024年度）第4回枚方市社会福祉審議会地域福祉専門分科会を開催いたします。 それでは、本日の審議会の委員の出席状況について、事務局から報告をお願いします。
事務局	ただ今の出席委員は9人です。 委員定数10人のうち、2分の1以上の出席をいただいておりますので、枚方市社会福祉審議会条例第7条第3項の規定により、審議会は成立していることをご報告いたします。
会長	次に、本日の傍聴者について事務局から報告をお願いします。
事務局	本日、傍聴者はございません。
会長	はい。本日、傍聴者はいらっしゃらないとのことでした。 それでは、案件に入りたいと思います。 案件1「地域福祉計画（第5期）案について」、事務局からお願いいたします。
事務局	<案件1について説明>
会長	ただいま、案件1について事務局より報告がありましたが、何か質問等ございますでしょうか。
委員	まず、文言ですが、28 ページ一番下「枚方いきいき広場」とありますが、「枚方子どもいきいき広場」が正式名称だったと思いますので、調べてもらえますか。 それから、「貸付事業や住居確保給付金など適切な制度や機関につながることができました。」と 29 ページに記載されています。貸付金については、返済

	しなくてはいけない時期に入っているかと思いますが、きちんと返済ができていのでしょうか。当時、本当かどうか分かりませんが、返済しなくても良いお金だからという話を聞いたこともありました。実際のところは、コロナ禍で所得が下がっている人たちがいたり、感染症拡大が終わってもインフルエンザや新型コロナウイルスにかかりやすくなって就業できなかったり、母子家庭でお子さんが学校に行けなくなった、という状況が実態としてはあるように思います。そうすると働きに行くのも躊躇するなどし、そのようなご家庭が困窮してるような気がしています。一時的な貸付金を借りた方々が返済できているのか、そのような方々の生活も含めて気になっています。 他にも5ページの「地域福祉に関わる多様な主体と連携・協力し、基本理念の実現に向けた計画の推進を図ります。」というのは、7ページにある例えば地域福祉活動の校区コミュニティ協議会、自治会、校区福祉委員会、ボランティア団体等が書いてあります。今、行政や学校とのお付き合いの中で、一番重視されているのが働き方改革です。働き方改革はとても大事なことだと思いますが、結局のところ、「自分たちの働く時間に合わせて活動して、その中で協働しましょう」という形や、「余分なことはしません、要らんことはさせないでください」というのがあります。昔よりも本当に協働がしづらくなって、私も無理だと思って撤退していている活動があります。協働ができなくなってきている社会において、地域福祉活動をしている人たちは、夜中でも呼出しがあり、不審死した人の立会いまでしている民生委員さんや、救急車に付き添って行かれる民生委員さんは本当に大変だと思います。校区の人間、地域の人間だけが昔ながらの働き方をしつつ、片方で働き方改革をされると、協働ができる相手ではないという気になってしまいます。 それから全体を見ていて、地域福祉を考えると、私の体験の中ではうつ病になられる人がすごく多くて、自殺をした人、自殺未遂をした人もいて、人がうつ病にならなくてもよい社会づくりに向けての取組というのが、対症療法的な心の相談レベルになっており、根本的な“みんなが助け合える社会づくり”というものがあまり見えない気がしています。ある意味の昔の役割分担をして生み出すおおような社会や寛容な心というものも重要なのではないかと思います。この計画が実施計画になっていくときに、きっちり様々な場面で寛容さが出せるような、計画になって欲しいという願望をもっております。
会長	ありがとうございました。基本的には、前回までに委員の皆様からいただいた意見を検討して、先ほど事務局からご報告いただいたように、それを反映していただいております。 今、委員からご指摘いただいたのは、事務局からの説明以外のところでいうことでよろしかったでしょうか。特に文言的なところでは、28 ページの文

	言についてはどうでしょうか。
事務局	「枚方子どもいきいき広場」かどうかについては、確認の上、修正対応をさせていただきます。
会長	確認いただき、必要な場合は訂正をしていただきたいと思います。 それ以外のところで、29 ページは資料編になりますが、前期計画の総括ということで、第4期の総括に書かれている、例えばコロナ禍での貸付けの返済の難しさなどの問題のことや、具体的におっしゃっていたのはうつ病です。大変な状況で困っていらっしゃる、苦しんでいらっしゃる方々の課題などを考えたときに、どれぐらいできているのかという実態の話と、個別の相談だけではないもう少し社会全体をつくっていくことで予防もできるというところの視点が、この計画で大事ではないかというようなご意見をいただいたように思います。 そして5 ページは、この地域福祉計画はいろいろな人たちでともに協働して進めていくというところがすごく肝心、要なわけで、それを事務局からもどのように進めていくか、5 ページ「計画の推進と進行管理」の報告で読み上げていただいたかと思います。委員がご指摘されたところでは、その協働が難しい状況にあって、誰と誰の協働というように、言わば地域福祉の主体が挙げられています。地域住民と働き方改革がある中で、お仕事としてされている方とどこまで関われるのか、という点で違いがあるといった実態があります。その中で、地域住民に負担がかかっているのではないかと、それで協働ができるのだろうかというようなご懸念を、表明していただいたことになるかと思います。 委員の最後のご発言にもありましたが、より具体的な実行を考えていくときにはおっしゃったように、そこが大事なところかと思いました。全部書き切れていないかもしれませんが、実情を分かった上で、かつ何が地域福祉計画、地域福祉を進めるという上で大事なのかということは、皆さんの間でも共有して進められるようにすることの大切さを改めてご発言いただいたかと思います。 もし事務局からもご発言いただいた内容について何かございましたら、お願いできればと思いますが、いかがでしょうか。
事務局	29 ページの資金貸付についてですが、住居確保給付金については、市の事業となっておりますが、貸付事業については社会福祉協議会で実施されているものとなります。制度としては、それぞれが置かれている状況に応じて、返還や免除制度もありますので、全ての人が返済しているわけではないかと思いますが、返還能力がある方については少しずつお返しいただくような制度運用になっているかと思います。

委員	私たち、校区で食料支援をやっていてひとり親家庭や多子世帯など子育てが大変な方々がこころの不調を訴えられていると思います。子育てはとても楽しくて、学びもあって、すごくすてきなことなので、すてきな子育てができれば、もっと幸せな家庭が増えるのにはと思います。本当に大変なご家庭に食料支援はできるけど、根本的なところでどうしてそんなことになってるのだろうと常に思います。そういう状況にならないようにはどうしたらよいのでしょうか。
会長	地域福祉計画の中で全てを解決につなげられると本当はいいのですが、なかなか難しいところでもあります。ただ、地域福祉計画の中で見るからこそ、焦点になってるのは、子育てをされている親とその子どもかもしれないですが、そこだけで見ないというような捉え方ができるかもしれません。それはまさしく委員がおっしゃったように、社会で見たときにどうかということです。 これが万能薬だというのは、一人一人や一つ一つの家族、あるいは地域性によっても違うかもしれないです。だから、ご本人たちももちろんですが、色々な視点でお互いに知恵を出し合いながら一緒にやっていけるのではないかと思います。 なかなか全部を細かく書き切れないところかもしれないですが、そういった大きな方向性というところをまずは示す必要があると思うのですが、そのような観点からでは不足していると感じられますか。
委員	すごく新鮮な気持ちでもう一回ざっと目を通して、当然総花的だと思います。
会長	今日が、最後の機会になります。決して作って終わりではなく、これからは実際に実施をしていくので、その中できちんと振り返りや評価をしていくことになります。とはいえ、市民にとって大事な計画ですので、ご意見をいただくといいかと思います。
委員	例えば6ページ「住民一人ひとりが活躍できる地域」で書かれてる内容というのは、基本的に対症療法で対応することになっていて、対症療法のもう一つ前の段階を何とかできないのだろうかと思います。 また、多様な社会資源が協働と書いてありますが、医療機関もその中だけで手いっぱいだと思うので、協働という言葉を容易に使える時代じゃないなと思います。
事務局	ご意見ありがとうございます。

	いただいている意見、本当に身につまされるようなお話ばかりかなと思ってます。おっしゃっている部分でいいますと、やはり今、どこの糸口から困っている方をどうやって取り残されないように支援していくかという面では、対症療法でまず問題が起こったときにすぐ対処する、これは大事なことだと思っています。例えば先ほど、お子様の話もありましたが、様々な組織が連携するということが重層的支援体制整備事業であって、子どもの課題だけではなく、保護者含めての課題があるとなれば、関係部署が集まって一緒に支援していくという取組を、市を挙げてやってるところです。子育てのことでいいますと、まるっとこどもセンターは、いわゆる母子分野と福祉分野の両方を兼ね備えた形としておりますので、母子分野で出生届の提出時にきちんと面談をして、いわゆる伴走的支援をする中で、様々な課題がある場合はそこからまず拾い上げていくということもしておりますので、それが最終的には様々な予防につながっていくことになります。 先ほど社会的に協働が難しいというのは確かにそうかもしれません。ただ、協働ということを意識して使うことで、まさに重層的支援体制等で包み込むように地域で協働してやっていきたいという思いですので、きちんと言葉にして、地域福祉計画で掲載していくということが大事だと思っています。先ほど働き方改革ということもありました。これも今までどおりやっていると、様々な部分で支障が出てきます。働き過ぎて倒れてしまっただけでは意味もないということでしょう、地域の方もそうだと思います。そんな中でも働き方改革があるから市が一切対応しないということはもちろんないですし、状況によってはきちんと時間外であろうと対応するような体制はとっております。様々な改革を経て浮かび上がった問題について対応していくということを重ねていかないと、変わりゆく社会に対応できないとも思いますので、この地域福祉計画に様々なご意見をいただいて、網羅的に策定しておりますが、当然その中には個別の計画とも連動してやっていきますということを示しているように、様々なところから糸口をつかんで困っている方を支えていくという思いを枚方市職員、それから地域の皆様も持っていていただいておりますので、力を合わせてやっていきたいと思っております。
会長	協働は実際にはそう簡単ではないかもしれませんが、必要なことです。協働には3つの字がありますが、地域福祉計画で使われている「協働」は辞書で一番新しい字です。この意味はただ複数の人や団体が一緒にやるということではなく、それぞれ立場や経験、あるいは果たせる役割が違う人がともにやるということを強調するときに使う字なんです。そういう意味では、誰かができないから誰かに任せるということでは決してないです。それぞれ行政だったり、ほかの事業者であったり、住民ができることを一緒にやっていくという意味です。

	そのため、今も事務局からありました通り、地域福祉、あるいは他の計画を、本気で進めていかれる上で、どう取り組むか、誰と取り組むかということは、成果と同じぐらい重要なことだと思いますので、今日もその確認をできたのではないかと思います。 この地域福祉計画が、関連した福祉関係の計画のマスタープランのような言われ方をすることがありますが、単体ではなく、やはりそれぞれの分野ベースの計画もある中で、一緒につながって、枚方市での様々な計画と整合調和をしていくという言葉が使われてますが、これも連動してやっていくということです。また、法律の中でも地域福祉を推進するということで明記されている団体である社会福祉協議会でも地域福祉活動計画を策定されていて、こちらとも連携してやっていくというようなところですね。 そういう意味では、ここでは計画名で表しているものですが、この計画を進めていく様々な主体、関係者の方々、直接的あるいは間接的につながって協働して進めていくというようなイメージなのかなと思います。
委員	全体的なイメージの書き方など非常によくできていると思いますが、4ページのチャート図の黄土色の中に白字の部分が見えにくいように思います。 先ほどの議論の中で、社会が方向性を見失ってるという話がありました。親も子も、それから地域も含めて目先の行事は淡々とこなせるけれど、方向性を失ってると思います。これは、物と情報が氾濫してることが原因だと私は思います。 その中で、市として地域福祉計画の中で取組を提示されたことについては、進行管理をしっかりしてほしいと思っています。 25 ページで地方再犯防止推進計画を挙げられており、26 ページに具体的な取組が4つあります。最後の「再犯防止連絡会の立ち上げの検討」について意見します。個々人や一つ一つの団体間の横のつながりができるよう、連絡会を立ち上げするということです。記載されている警察、保護観察所、保護司会等の更生保護関係者、市の関係部局の中に、ぜひ教育委員会も参加を求めるような形で実施していただきたいと思います。 12 月の新聞記事に掲載されていますが、堺市では、堺市や大阪刑務所など7つの団体、更生保護女性会や保護司会、刑務所等で、協定を結んでいます。枚方市の保護司会では積極的に行事を行っていますが、協定を結ぶことで行事等もやりやすくするために堺市は協定を結んだのだと思います。 国からも提示されていますが、再出発のために犯罪をした者に対して地域での環境づくりという点で手を差し伸べるということは、絶対的に必要ですので、力を入れるべきだと思います。 枚方市においても、要就労支援者の就労支援について協定を結んでおり、枚方市は実績がありますが、2名の枠をもう少し増やしたらどうかと思います。

	もう一つは、学校教育です。中学校と地域との懇談会をやっていますが、学校が忙しいという理由で、年々実施校が減ってきています。1月に教育委員会へ申入れをしているので再犯防止連絡会の立ち上げについても、しっかりと取り組んでほしいと思っています。 文言につきましては問題ありませんが、繰り返しになりますが、掲載していることをしっかりと実現できるようにしていただきたいと思います。
会長	ありがとうございます。今も最後にまとめていただいたように、文言はこの案で良いけれども、具体的な部分では、こんな人たちに声をかけてほしいやこのように進めてほしいということと、絵に描いた餅で終わらせないように取り組んでほしいとご意見いただきました。 お二人の委員から違う言葉では表されたかと思いますが、環境をつくるとか社会をつくるというところの大切さというのが、個別の支援と合わせて、地域福祉では大事だと強調していただいたように思います。 人によっては、地域福祉を漢方に例えられる方もいらっしゃいます。たちまちに治療するというよりも、体をつくるとか養生をすとか、それによって大きな病に陥らない、そもそも苦しみに至る前に何とか防いでいくとか。もう少し前の段階でいうと、心と体が健やかにいられるとか、そういうことを取り組んでいくというような考えです。 そういう意味では、地域福祉はすごく幅が広いです。今、目の前の人のことも放っておけないし、困ってる人のことも放っておけないし、一方で先ほど委員がおっしゃった対処療法だと永遠に繰り返してしまうので、予防をしたり、本当に安心して安全に暮らすことができ、信頼し合える社会や地域を創ったりしていくにはどうしたらいいかという点が、誰かだけではどうしてもできないことです。だからこそ、様々な方たちと一緒にやっていくことが大切ということかと思います。 時には一番困ってる人が先生となって教えてもらわないといけないときもありますし、だからこそ一方的に誰かだけが助けられるとか、誰かだけがいつも助けているのではなく、助け合いが地域福祉ではとても大事なことと思います。
委員	1つ修正をお願いしたいところがあります。市民意見聴取の実施結果と、19ページの社会福祉士会の名称なのですが、大阪府社会福祉士会ではなく、大阪社会福祉士会なので、「府」を消していただけたらと思います。また、市民意見聴取の実施結果（案）の審議会の考え方の中にも、社会福祉士会の名称が下から4行目にもありますので修正をお願いします。 市民意見聴取の意見を書かれた方がどの段階の成年後見制度の不正を心配さ

	れてるのかにもよるかと思いますが、本当にこの人は成年後見制度が必要なのかどうかをきちんと審査した上でつなげようとしているかどうかということを心配されてるのか、それとも後見人が選任された後に本当にきちんとやってくれてるのかというところを心配されているのかということがあります。具体的な取組の中で「成年後見制度の認知度・理解度向上と適切な制度利用促進」の中で適切な制度利用促進という文言や、「成年後見制度の担い手確保と育成・支援」においても不正防止についても記載されており、網羅はされてると思います。そのため、審議会の考え方（案）で「成年後見制度の担い手確保と育成・支援」を挙げて記載されていますが、「成年後見制度の認知度・理解度向上と適切な制度利用促進」の取組も併記して記載した方が良いと思いました。 また、この方が計画の 11 ページの（５）を見て意見をいただいているというところもあるので、「取組の課題」の２つ目に「権利擁護の取組の一つとして、成年後見制度を必要な方に利用してもらえるように」を、「必要な方に適切に利用してもらえるように」に変更すれば、この方の懸念されてることを、きちんと意識して運用しますというメッセージとして伝わるかと思います。 それにあわせて、18 ページの具体的な取組のところも「適切な利用」と文言を入れれば、ちょっとした手助けでできる人までも成年後見制度につなげたりしないという、メッセージも送れるかと思います。
会長	ありがとうございます。 事務局いかがでしょうか。反映できそうですか。
事務局	反映はまだできますので、いただいたご意見の通り修正させていただけたらと思います。 なお、意見をいただいた方は、実際に成年後見制度を利用されてる方が、自由にお金が使えず困っているという具体的な事例も記載されていましたが、ご意見の要旨として記載させていただいております。
会長	市民意見聴取についても委員よりご意見をいただいりましたが、市民意見聴取についてのご意見はいかがでしょうか。
委員	市民意見聴取の意見提出者が３人だったということが少しショックでした。それぐらい福祉計画に興味をもつ人が少ないという現実が突きつけられた数字ですが、結果は地域福祉計画に掲載されますか。
事務局	計画の資料編に掲載します。

委員	もう少し計画へ反映できる意見ももらえれば良かったと思いました。
委員	私も感じました。いただいた意見も地域や自らでできることもありますので。
事務局	行政計画はたくさんありますが、市民意見聴取で、たくさん意見が返ってくるということはあまりないです。ただ、素案を各施設へ設置したり、ホームページに掲載したり、広報紙でも、計画の市民意見聴取を実施している旨も公表してさまざまな手法で周知していますが、人数が少なかったことはおっしゃるように非常に残念です。計画の内容について市民の皆様よりご意見いただければ良かったと思いますが、いただいたご意見については掲載させていただく必要があると思っております。 委員の皆様にも協力いただき、ご意見をいただく取組もしていかないといけないのかと思っております。他の行政計画では意見をいただいて、実際に計画の一部を修正していることもありますので、ご自身の意見が市全体の計画に反映されることもあるということも含めてPRする必要もあるのかとも思いますので、ご協力、ご指導、ご鞭撻いただければと思っております。
会長	市民の側からもこういう機会があるんだと知ってもらうことは大事ですね。 イギリスに留学していたときに、地域福祉のことを研究していたので、年金者組合や精神障害のある方たちの当事者組織等に研究で入らせてもらっていたのですが、その市の関連する政策をみんなで見て意見を書くということをやりました。そういうことはなかなか1人ではできないですね。 行政がPRするだけでも駄目だと思いますし、まさにこのメンバーの方々が関わってらっしゃる団体等からスタートかと思います。計画素案が出たから、みんなで意見を出してみようとか、あるいは質問を出してみようかということが、計画が出されるたびにこういうものだという流れができると、他市とは違う枚方市としての強みになるのではないかと思います。色々な方法があると思いますが、意見が少なくて残念だという気持ちを共有した上で、諦めずに取り組んでいくべきかと思いました。 先ほど委員から印刷をした際に白字が見えにくいという意見をいただいておりますが、印刷時にご確認いただきたいと思いますがいかがでしょうか。
事務局	プリンターの都合もあり、委員の皆様へお配りしております資料については、黄色の部分が、全体的に薄くなってしまっております。特に委員よりご意見をいただきました黄色に白字が見えにくくなっておりますので、画面のもの

	を印刷した際に確認し、皆さんが見やすい形にしていきたいと思っております。
会長	先ほど概要版についてもお報告いただきました。第4期計画の際は概要版がA4だったのですが、今回はA3になるということですが、こちらもよろしいでしょうか。
委員	概要版について、印刷する部数と対象者はどうされますか。
事務局	地域福祉計画の冊子も概要版も700部作成をさせていただく予定としております。
委員	概要版も700部ですか。冊子を減らしてでも、概要版は増やした方が良いと思います。
会長	どちらもホームページ上で見ていただけて、ダウンロードもできるようにしていただけますよね。
事務局	はい。ホームページでも公開いたします。
委員	紙じゃないと見ません。ホームページでダウンロードするのは、よほど興味のある方です。そういう人は概要版ではなく、冊子を見ます。概要版はみんなが手に取れるように、相談窓口にも置くぐらいの形にしてほしいので、700部では少なすぎます。
事務局	前回の第4期計画の概要版の部数を勘案して、700部にさせていただいていますが、誰でも手に取れるように配布させていただき、不足すれば増刷を検討させていただきたいと思います。
委員	設置する方向で、全戸配布はしないのですか。
事務局	全戸配布までは今のところは、考えておりません。
委員	生涯学習市民センターや市役所の窓口には置かれますよね。
事務局	はい。そのように考えております。

委員	A3のカラー刷りなら、少額でできると思います。設置するのであれば、最低でも1万部ほど必要ではないでしょうか。
会長	先ほど、ご質問でも、部数だけではなく、対象とおっしゃっていたみたい に、もちろん理想は全戸配布ですが、それが難しい場合でも、委員の皆様から ここには絶対置く必要があるや、こういう人に届くようにして欲しいというよ うなご意見はありますか。
委員	今年、私の校区の中学生たちは共生社会について学びました。学校によって 自分たちでテーマを選んで社会学習する中で地域福祉を学ぶ学年があるのでは ないかと思います。それをターゲットにして、中学生は1つの学年に絞り込ん だら 3,000 人、4,000 人ぐらいだと思うので、中学校なら地域福祉計画を役に 立てることができると思いますし、これから社会の担い手になる、子どもたち に知ってもらいたいと思います。
委員	小学生も中学生も今、皆さんタブレットをお持ちなので、そちらで配布する ことはできないのでしょうか。
委員	何回でも見れるのはどちらも一緒ですが、年を重ねると、紙のほうが便利で すね。
事務局	たくさんのご意見ありがとうございます。増刷は進めつつ、おっしゃったよ うに地域共生社会について学んでる中学生がいらっしゃるのであれば、教育委 員会との協議になりますが、教材として使っていただければ、作りがいがある なと思いますし、検討したいと思います。 タブレットですが、様々な部署がタブレットに情報を送り過ぎているという ことも聞いておりますので、教育委員会でも取捨選択はしていかれるのかなと 思います。一方で、おっしゃったように将来を担う子どもたちにこういうこと を知っていただくことは、本当に大事なことです。調整をしていきたいと思 います。
会長	その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。 計画案につきましてご意見ありがとうございます。本日いただきましたご意 見、今、事務局でも確認の上、一部修正していただければと思いますが、こち らを最終案ということとさせていただいてよろしいでしょうか。

<一同承認>

	今申し上げたように、今日ご指摘いただいた箇所等、一部修正をしていただくことになりますけれども、その内容につきまして私のほうにご一任いただくということでよろしいでしょうか。 ＜一同承認＞ ありがとうございます。では、事務局とともに最終の調整を進めさせていただきたいと思います。 そして、次に皆様に委員をしていただいております地域福祉専門分科会として、市にこの議論いただきました計画案を答申するに当たりまして、確認を一つさせていただきたいというふうに思います。 今お認めいただきましたように、最終の形が計画案としてまとまったところでございますけれども、これまで分科会で審議を進めてきた中で、今後、枚方市で地域福祉を推進されるにあたりまして、私ども分科会としてこんなところを着目していただきたいとか、推進する上で留意していただきたいというようなことが本日もございました。この計画案を答申するに当たりまして、そういった点をこの分科会からの附帯意見という形でまとめさせていただいて、市に提出してはどうかと考えております。今日も出ている意見も反映できていると思いますが、その附帯意見につきましては、これまでの審議内容を踏まえまして、私のほうで論点を集約して案をお作りしておりますので、皆様にお示ししてもよろしいでしょうか。 ＜一同承認＞
	＜事務局配布＞
会長	見ていただきますと、こちら方針、協議を踏まえて意見を付して答申しますということで、2が附帯意見になります。「本計画の基本理念が住民に浸透し、地域で活躍する人や団体の充実、福祉意識の醸成につながるよう本市における地域福祉を着実に推進していただきたい。その上で、以下の点に十分留意されたい。」 1つ目です。地域福祉の推進に当たり、地域福祉に係る多様な主体と連携・協力し、縦割りを解消し、横のつながりを意識した上で各事業を実施するとともに、地域生活課題の解決に当たり、市として包括的な支援体制の充実が図れ

	るよう取り組まれない。 2つ目に、地域共生社会の実現に向けての国の動向も踏まえた社会情勢の変化や地域で新たな課題が生じる場合なども見据えながら5年間の計画期間内であっても臨機応変に内容を見直すなど、より精力的な計画の推進に努められたい。 以上でございます。言葉不足の部分もあるかと思いますが、以上の点について附帯意見ということでお伝えしたいと思いますが、よろしいでしょうか。 ＜一同同意＞ ありがとうございます。この案で答申をさせていただきます。
事務局	本日は熱心なご意見ご審議を賜り、誠にありがとうございました。 本日、計画案について、答申をいただきますが、計画を成案化する中で修正等がありましたら、会長と相談・調整させていただきます。 なお、今後の予定ですが、この「計画案」について、2月中旬に市議会へ報告、そして3月26日、社会福祉審議会（本審）にもご報告をさせていただく予定としております。3月中に製本を予定しておりますので、完成しましたら委員の皆様にも送付させていただきます。 事務局からは以上です。本日はありがとうございました。
会長	それでは、これをもちまして、令和6年度第4回枚方市社会福祉審議会地域福祉専門分科会を終了いたします。 本日はありがとうございました。